

# 令和 7 年度 和歌山県献血推進計画

和 歌 山 県

## 令和 7 年度和歌山県献血推進計画

### はじめに

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 5 項の規定及び和歌山県長期総合計画に基づき、本県における令和 7 年度の献血の推進に関する計画を定めるものである。

### 第 1 令和 7 年度に献血により確保すべき血液の目標量

厚生労働省が定めた「令和 7 年度の献血の推進に関する計画」によると、令和 7 年度には、全国で全血採血により 136 万リットル、成分採血により 88 万リットル（血漿成分採血 59 万リットル及び血小板成分採血 29 万リットル）の計 224 万リットルの血液を献血により確保する必要があるとされている。

また、採血事業者は、国の献血推進計画に基づき毎年度、都道府県を単位として、翌年度の献血受入計画を定め、厚生労働大臣の認可を受けている。

上記により、献血受入計画に基づき、本計画における血液の確保目標量及び目標献血者数を定める。

血液の確保目標量は次のとおりである。

〔血液の確保目標量〕

（単位：L）

| 献 血 区 分       | 200mL献血 | 400mL献血  | 成分献血    | 合 計      |
|---------------|---------|----------|---------|----------|
| 目 標 量         | 136     | 11,956   | 4,916   | 17,008   |
| ※（ ）内は令和 6 年度 | (182)   | (12,197) | (4,917) | (17,296) |

※表示単位未満四捨五入の関係により合計は一致しない。

また、目標量を確保するため、採血を行う場所ごとの目標献血者数は次のとおりである。

〔採血を行う場所ごとの目標献血者数〕

（単位：人）

| 種 別           | 200mL献血 | 400mL献血  | 成分献血    | 合 計      |
|---------------|---------|----------|---------|----------|
| 献血ルーム         | 312     | 2,964    | 8,993   | 12,269   |
| 移動採血車         | 368     | 26,927   | —       | 27,295   |
| 合 計           | 680     | 29,891   | 8,993   | 39,564   |
| ※（ ）内は令和 6 年度 | (911)   | (30,492) | (8,924) | (40,327) |

## 第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和6年度までの献血の実績を踏まえ、令和7年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

### 1 献血推進の実施体制と役割

県は、和歌山県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）による献血の受入れが円滑に実施されるよう市町村、血液センター等の関係者と連携し、献血者の確保を図る。また、広く県民に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血の推進に協力いただける団体等との連携により献血の推進を図る。

市町村は、血液センターによる献血の受入れが円滑に実施されるよう、献血について地域住民への啓発を行い、理解を深める。

血液センターは、献血受入計画を策定するとともに、献血の受入れ、献血者の保護、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に努める。

### 2 献血推進のための施策

#### (1) 普及啓発活動の実施

##### ア 県民全般を対象とした普及啓発

##### (ア) キャンペーン等の実施

県は、市町村及び血液センターと協力し、献血者が減少しがちな夏季及び冬季に献血者数を確保するため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたち」の若者への啓発を中心とした「はたちの献血」キャンペーンを展開し、街頭キャンペーン及び各種広報媒体による広報活動を重点的に実施する。

また、血液の在庫状況に応じて県民に対し、緊急的に献血の協力依頼を実施する。

さらに、「愛の血液助け合い運動」月間（7月1日～7月31日）行事の一環として、献血者への謝辞と更なる献血意識の高揚につなげるため、献血推進事業に功劳のあった方々（個人、団体、事業所）に対して、和歌山県知事感謝状を贈呈する。

血液センターは、県及び市町村の協力を得て、近年需要が増大している血漿分画製剤について、普及啓発資材等を活用し、献血から得られた血液を原料とすることや多くの疾患の治療に

欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分献血への協力を呼びかける。

また、血液量の確保、医療機関の需要等の観点から、400mL 献血を基本として推進する。なお、初回献血者や 400mL 献血に不安がある場合は、200mL 献血による協力を依頼する。

※血小板製剤…白血球の大部分を除去して採取された血漿に浮遊した血小板の製剤。

血小板の減少による出血傾向の治療等に用いられる。

※血漿製剤…白血球の大部分を除去して採取された血漿の製剤。

複数の血液凝固因子欠乏による出血傾向の治療等に用いられる。

※血漿分画製剤…血漿から、血漿タンパク質を分離精製し集めた製剤。

免疫グロブリン製剤は、感染症の治療に用いられる。

#### (イ) 企業や医療関連施設等における献血への取組の推進

血液センターは、献血に協賛していただける企業や団体を募り、働き盛り世代である 30 代への献血を働きかけるなどにより、企業や医療関連施設等における集団献血を推進する。

#### (ウ) 複数回献血の推進

血液センターは、県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く周知するとともに、特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進に努める。また、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への会員登録を推進する。

#### イ 若年層を対象とした普及啓発

将来にわたり安定的な血液製剤の供給を確保するため、10 代～30 代の献血者確保に重点的に取り組む。

#### (ア) 学校における献血の普及啓発

献血可能年齢に達する高校在学中及び大学等在学中の献血の経験は、若年層への献血思想の普及という観点からも貴重な機会であるため、県は、教育委員会の協力を得ながら、「血と命の尊さ」や「献血の大切さ」と題した「高校生等献血学習」を実施する。

また、次世代の献血者を育てていくため、献血可能年齢より若い年齢層である小学生、中学生に対しても、国と連携し、献血への理解を促す。

(イ) 企業等における献血の普及啓発

県は、血液センターと連携して、企業等に対し、新入社員研修等の場の活用した啓発など、特に 10 代～30 代の労働者の献血促進についての協力を求める。さらに、血液センターは、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を積極的に実施し、献血可能年齢など正しい知識の普及啓発を図り、初回献血者や将来の献血者の確保に努める。また、県は、血液センターによる「献血セミナー」等を活用してもらえるよう情報提供を行う。

(ウ) 学生ボランティアとの連携強化

血液センターは、若年層の献血離れを防ぐため、学生ボランティア等との連携強化を図り、学生をはじめとする 10 代～30 代の若年層への献血を推進する。和歌山市を中心に県内各地の献血会場（街頭）や県学生献血推進協議会の学生が在籍する大学、専門学校において、特に同年代を中心に協力を呼び掛ける。

(エ) 効果的な広報手段等を活用した取組

県及び血液センターは、献血の情報に触れる機会を増やすため、インターネット等を活用した発信を積極的に実施する。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

血液センターは、献血者に安心・やすらぎを与える採血所の環境整備を行い、イメージアップを図る。また、献血者のフォローに努め、献血後の転倒事故防止等に適切な対策を実施する。

初回献血者に対しては、抱いている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に実施する。

さらに、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

イ 献血者の利便性の向上

血液センターは、献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業等の意向を踏まえた集団献血の実施、Web 予約の推進に取り組む。

県及び市町村は、血液センターによる献血が円滑に実施されるよう、献血日時、場所の案内等の必要な情報を県民に提供し、献

血者の確保を図る。

市町村は、血液センターと連携し、献血に協力していただける施設、イベントなど献血場所の確保に努める。

### 第3 その他献血の推進に関する重要事項

#### 1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

##### (1) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を献血者に情報提供する。また、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して、健康アドバイス用のリーフレットを配布することなどにより、健康の推進に役立つよう支援する。

##### (2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

血液センターは、献血者の本人確認及び問診の徹底、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等を実施する。

##### (3) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。

#### 2 災害時等における献血の確保

県及び血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、献血会場の確保、迅速な献血協力の呼びかけなどの必要な措置を講じる。

また、予め災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、血液製剤の供給体制の確保等について定める。

血液センターは、採血事業が医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組を支援する。

#### 3 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効

果並びに進捗状況並びに血液センターによる献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和８年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。

血液センターは、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

#### ４ 血液製剤の適正使用推進に関する事項

##### (1) 血液製剤の適正使用の推進

県は、医療機関及び血液センターと血液製剤の使用に関する情報を共有し、相互の連携により医療機関における血液製剤の計画的な使用及び在庫の適正化を推進する。

##### (2) 合同輸血療法懇話会の開催

適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化の推進についての情報交換を行うため、合同輸血療法懇話会を開催する。

##### (3) 血液製剤の使用記録

県は、医療機関に対し特定生物由来製品である血液製剤の使用にあたり、患者への適切な説明、使用記録の作成・保管等を適切に実施するよう指導する。

※特定生物由来製品…主に人の血液や組織に由来する原料又は材料を用いた製品。使用記録の作成、保存が義務づけられている。

#### ５ その他献血の推進に関する事項

##### (1) 県献血推進協議会の開催

献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議を行うため、県献血推進協議会を開催する。

##### (2) その他

本推進計画に定めるもののほか、必要に応じて県は、献血の推進に関する重要事項について、血液センター、市町村、関係機関等と協議を行い、定めることとする。

【実績及び目標】

●前年度及び今年度の目標達成率

| 項目              | 200mL      |       |        | 400mL      |        |        |
|-----------------|------------|-------|--------|------------|--------|--------|
|                 | 目標<br>献血者数 | 献血者数  | 達成率    | 目標<br>献血者数 | 献血者数   | 達成率    |
| 令和5年度           | 1,161      | 1,101 | 94.8%  | 30,472     | 30,551 | 100.3% |
| 令和6年度<br>(12月末) | 911        | 943   | 103.5% | 30,492     | 22,876 | 75.0%  |

| 項目              | 成分献血       |       |        | 合計         |        |        |
|-----------------|------------|-------|--------|------------|--------|--------|
|                 | 目標<br>献血者数 | 献血者数  | 達成率    | 目標<br>献血者数 | 献血者数   | 達成率    |
| 令和5年度           | 8,732      | 9,652 | 110.5% | 40,365     | 41,304 | 102.3% |
| 令和6年度<br>(12月末) | 8,924      | 6,900 | 77.3%  | 40,327     | 30,766 | 76.3%  |

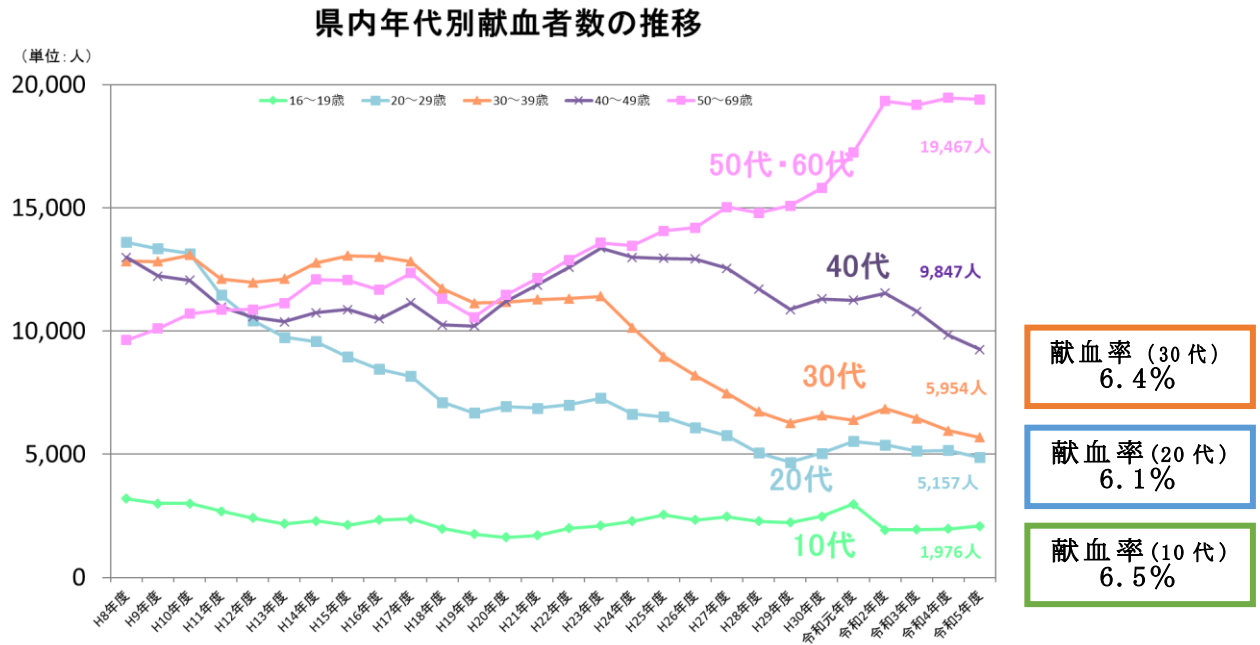
●若年層（10代～30代）の目標献血率（令和11年度）

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 10代(16～19歳) | 20代(20～29歳) | 30代(30～39歳) |
| 6.6%        | 6.8%        | 6.6%        |

●全年代を通じた献血離れ防止（令和11年度）

| 項目                        | 目標（令和11年度）                     |
|---------------------------|--------------------------------|
| 全年代の献血率                   | 7.4%<br>(令和5年度 7.3%)           |
| 献血Webサービス「ラブ<br>ラッド」の利用者数 | 3万3,155人<br>(令和6年12月 2万7,557人) |

●主な実施計画に関する具体的な事項一覧



|        | 具体的な項目                   | 現状 (令和6年度)                                           | 目標 (令和7年度)                                |
|--------|--------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 県      | 献血学習を実施する学校数             | 7校実施<br>(令和6年12月現在)                                  | 20校実施                                     |
|        | 愛の血液助け合い運動<br>(7月1日～31日) | キャンパ-ン会場での<br>献血者数 534人<br>キャンパ-ン実施回数 10回<br>(令和6年度) | キャンパ-ン会場での<br>献血者数 552人<br>キャンパ-ン実施回数 10回 |
|        | はたちの献血キャンパ-ン<br>(1月～2月)  | キャンパ-ン期間中 20代の<br>献血者数 771人<br>(令和5年度)               | キャンパ-ン期間中 20代の<br>献血者数 798人               |
| 血液センター | 献血 Web サービス「ラブラッド」の利用者数  | 累計 27,557人<br>(令和6年12月現在)                            | 累計 30,000人                                |
|        | Web 予約率                  | 43.6%<br>(令和6年12月現在)                                 | 70%                                       |
|        | 和歌山県学生献血推進協議会によるキャンパ-ン   | 37会場<br>(令和6年12月現在)                                  | 24会場                                      |

